

東京都保育士等キャリアアップ研修のeラーニングによる実施について

1 定義

eラーニングとは、インターネットを介した映像視聴、DVDやテレビ放送等による映像視聴など、映像を介して学習するものをいい、東京都保育士等キャリアアップ研修におけるeラーニング実施形式は以下のとおりとする。

(1) ライブ形式

あらかじめ定められた時間帯に受講者が講義や演習をリアルタイムで受講する方法

(2) オンデマンド形式

インターネット上のサーバー等に保存されている講義映像にアクセスし、受講（視聴）する方法

(3) オフライン形式

講義映像をDVD等のメディアで再生して受講（視聴）する方法

2 留意事項

- (1) 指定研修実施機関は、eラーニングにより研修を導入するに当たって、集合型研修と同等の質を担保すること。
- (2) 受講確認を担保するための不正防止対策を講じること。
- (3) eラーニングを実施する場合も、eラーニングでの学習内容を踏まえたグループ討議等の演習を、集合型研修（15時間のうち3時間以上）で実施すること。

3 実施方法

指定研修実施機関は、1（1）から（3）までの実施形式による研修を実施するに当たって、次に掲げる要件を満たすこと。

なお、複数の実施形式を組み合わせることも可能とする。

(1) ライブ形式

ア 双方向のやりとりが可能なWeb会議ツール等により実施すること。

イ 受講者に対して、通信環境の確認及びWeb会議ツール等の接続・操作テストを事前に実施すること。

なお、集合型研修において講師がライブ形式により講義を実施する場合も同様とする。

ウ Webカメラを用いた顔認証等により本人確認を行い、研修中においても、Webカメラ等により定期的に受講者の研修受講状況を確認すること。

(2) オンデマンド形式

ア 個人ID及びパスワードの発行等により本人確認を行うこと。

イ 講義動画の視聴ログ管理や早回し制限機能等を有する学習管理システムを導入す

ること。

なお、視聴ログ管理機能については必須とする。

ウ 単元や項目ごとに確認テストやレポート課題を設け、受講者の理解度が確認できる工夫をすること。

エ 受講者からの質疑に対応できる仕組みを設けること。

(3) オフライン形式

ア 集合型研修において実施すること。

イ 指定研修実施機関が、対面等により受講者の本人確認を行うこと。また、研修受講状況についても確認すること。

ウ 受講者からの質疑に対応できる仕組みを設けること。

4 その他

(1) eラーニング研修の実施に当たっては、上記要件を満たすとともに、保育士等キャリアアップ研修をeラーニングで実施する方法等に関する調査研究（平成30年度厚生労働省委託事業）における「調査研究協力者会議における議論のとりまとめ（平成31年1月9日）」及び「不正防止対策検討会における議論のとりまとめ（平成31年3月13日）」を参考にすること。

(2) 2(3)に定める集合型研修について、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点からやむを得ない場合は、都が別に定める日まで、グループ討議等の演習をライブ形式で実施することにより、集合型研修を実施したものとみなして扱うこととする。